

広島大学教育行財政学研究室紀要

第3巻 第1号

《研究論文》

「学校における働き方改革」における
「学校・教師が担う業務に係る3分類」の形成過程

柳田真凜・滝沢潤

広島大学教育行財政学研究室

2026年4月

「学校における働き方改革」における 「学校・教師が担う業務に係る3分類」の形成過程

広島大学大学院・院生 柳田 真凜
広島大学 滝沢 潤

1. 研究の目的と問題の所在

本研究の目的は、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」（以下、特別部会）において、「学校・教師が担う業務に係る3分類」（以下、3分類）がどのような議論・調整を経て形成されたのか分析することで、3分類の課題の要因の所在について明らかにすることである。

過酷な勤務状況を伴う「教員の多忙化¹⁾」は、近年社会的問題としても注目を集めている。その要因は、法的課題や膨大な時間外勤務を常態化させる制度的課題（高橋、2019年）の他、学校に求められる活動の種類と教員の業務量・多様さが比例すること（油布、2019年）、労働の「質」「密度」「負荷」などからの検討の不足（川上、2019年）などが指摘されている。

こうした中、文部科学省は、2019年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「働き方改革答申」）を踏まえ、教員の多忙さの改善に取り組んできた。特に、同答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」（以下、3分類）は、働き方改革の推進のために現在まで重要な役割を担っている。

【学校・教師が担う業務に係る3分類²⁾】

<基本的には学校以外が担うべき業務>

①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整

<学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務>

⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃、⑧部活動

<教師の業務だが、負担軽減が可能な業務>

⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

具体的には、「教育委員会における学校の働き方改革取組状況調査」において質問項目として扱われていたり、2024年の中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（令和6年8月27日）において業務の効率化・適正化のための方策として位置づけられていたりしている。また、「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日）や、上記2024年の中教審答申においても、3分類の取組の徹底が提言された。

このように2019年の「働き方改革答申」以降、3分類は継続的に文部科学省の施策文書・通知等で、国の考え方を示す概念として用いられてきた。しかし、教員業務に対する教員の認識の実態については、「教員以外が積極的に担うことを求める業務」として位置づけられた業務の中に、現場の教員にとってはやりがいや重要性のある業務として認識されているものが存在することが明らかにされている³。すなわち、教員にとって重要な業務であるにも関わらず、働き方改革の推進（3分類の取組を求められること）を通じて、教員から引き離される可能性のある業務が存在しているのである。

また、2025年の全国公立学校教頭会の調査によれば、3分類において「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に分類される計8つの業務のほとんどについて、8割以上の学校で業務を担っている実態が報告されている⁴。さらに、3分類が学校現場に未だ十分に理解されていないこと（吉田、2023年）や、3分類に基づく取組に教員が取組みにくさを感じていたり⁵、取組状況に差がみられたり⁶するなどの課題が見られる。そのため3分類は、学校現場において十分理解が進んでおらず、定着しているとは言えない可能性が高いと考えられる。

そこで、本研究では、上述のような課題が生じた3分類が、どのような議論・調整を経て形成されたのかを明らかにするために、3分類の形成過程である特別部会⁷（平成29（2017）年7月11日～平成31（2019）年1月11日）の議事録及び文書等の分析を行う。特に、3分類に関する直接的な議論が行われた第1回から第6回、第8回～第9回の議事録と配布資料、さらに、議論を踏まえて示された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」）及び「働き方改革答申」を主な分析対象とする。

2. 学校における働き方改革特別部会での論点設定

文部科学省初等中等教育局（以下、事務局）は、第1回及び第2回特別部会配布資料において本部会で議論すべき論点を提示した。その論点とは、「1. 学校が担うべき業務の在り方について」、「2. 教職員が担うべき業務の在り方について」、「3. 学校の組織運営体制の在り方について」、「4. 教員の勤務の在り方について」、である。このうち「3. 学校の組織運営体制の在り方について」については、例えば、第1回特別部会において「外部じゃなくて、そもそもの教員本体を何か拡充していかないと（後略）」（橋本幸三委員）、「教員全体のタイムマネジメント、（中略）先生方が余りそういった訓練なく、学校現場に行かれているという実態がある中で、やはりその部分を学ぶ機会というのはとても必要（後略）」（善積康子委員）などの発言があった。これらの意見は、学校が担っている業務の負担感を、教員配置の充実や教員研修等によって、軽減できる・すべきとする主旨であった。

これに対し、事務局は、第2回特別部会配布資料「資料3 検討事項にかかるこれまでの主な意見の整理」において、「1. 学校が担うべき業務の在り方について」、「2. 教職員が担うべき業務の在り方について」、「3. 学校の組織運営体制の在り方について」と整理し、教員配置の充実や教員研修等による負担軽減については項目とされなかった。これは、委員と事務局との間で、問題意識の十分な擦り合わせがなされないまま、論点設定が行われたことが窺える。

その後、事務局は、第5回特別部会の資料⁸において、第2回から4回で議論された業務を、次の11業務に整理した。すなわち、(1) 登下校の時間の対応、(2) 放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応、(3) 調査・統計への回答、(4) 学校徴収金の徴収・管理、(5) 地域のボランティアとの連絡調整、(6) 成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務、(7) 課題のある家庭・児童生徒への対応、(8) 給食時の対応、(9) 児童生徒の休み時間における対応、(10) 校内清掃、(11) 部活動、の11業務である（以下、11業務）。これら11業務のうち、主に地域や家庭との関わりに関する業務（(3)、(5)、(7)）以外の8項目（(1)、(2)、(4)、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)）については、委員らの意見が反映されていた。例えば、第2回特別部会における、「登下校の指導だとか、あるいは、夜間の問合せのことについて（中略）教育委員会の方がしっかり仕組みとして仕掛けていく（後略）」（風岡治委員）、「給食・掃除・昼休み、そういったもので（中略）教員が、負担はゼロにはならないけれども、3クラスで1人見ればいいのか、何かもっとできないのか（後略）」（妹尾昌俊委員）などである。すなわち、8項目については、教員以外の担い手の模索と参画による負担軽

減などの意見を、事務局が一定程度受容し、反映した項目であると言える。

以上を踏まえると、特別部会における論点設定に関して、次の2点を指摘できよう。1点目は、特別部会の初期段階において、委員と事務局との問題認識・論点設定に関して意見の擦り合わせが十分できていなかった点である。問題設定に関する認識やそれを踏まえた表現をめぐる、委員の意見との間に齟齬が生じていることは、その後の議論に影響する可能性があった。2点目は、議論をもとに形成された11業務について、教員以外の人材との連携による業務軽減や業務担当の在り方そのものの見直しを主張する委員らの意見が反映されている点である。11業務は、次章で分析する3分類の形成過程において、議論の前提となるものである。そのため、論点設定においても、第2回特別部会の教員以外の担い手を模索すべきとの意見については、事務局がそれを反映した資料整理が行ったと考えられる。

3. 議論の前提としての「学校・教師が担う業務に係る3分類」

次に、3分類に関する具体的な議論が行われた第3回から第8回特別部会の議事録及び配布資料を分析する。

第4回特別部会においては、上記の11業務が、①基本的に教員のみが担える業務、②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務、③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務、④学校において教員以外の者が担うべき業務、⑤学校以外が担うべき業務、の5つの観点（以下、11業務を整理する5観点）で分類がなされた。その際、特に11業務のうち、(2)放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応、(9)児童生徒の休み時間における対応、(10)校内清掃に関して、委員の間で意見が分かれていた。

例えば、(2)について、時久恵子委員や妹尾委員は、他部局や地域に外部化が可能である⁹としたのに対し、学校と地域のこれまでの関係性から簡単に切り離せないとした富士道正尋委員¹⁰、生徒指導の観点から教員が対応せざるを得ないとした橋本委員の意見¹¹があった。

しかしながら、そもそも第3回特別部会において、「精査が実は大変難しいのでは」（佐古秀一委員）、「どういう考え方でこういう整理の仕方をしたのか」（天笠茂委員）といった、教員の業務内容を分類する行為自体への批判的意見も見られた。これに対し事務局は、上述した意見の対立や批判的意見を調整したり、議論のまとめに明記したりするなどの対応をとった様子は、確認できなかった。その後、第8回までに、「教員業務を分類するという前提」を問い直すような議論の場が設定されることもなかった。

上述の委員らの発言は、「教員業務を分類するという前提」に対する批判的な意見であり、諮問文の捉え方や問題意識そのものの再考を促す発言であったと言える。しかし、上述したような事務局の対応は、あくまで教員業務を分類することを前提としつつ、具体的な対応策を話し合う場であるとの姿勢を示すものであった。文部科学大臣の諮問を受けて議論を行う中央教育審議会の特別部会において、前提そのものを問い直す批判的意見が出されたことは注目されるものの、そうした意見が有する問題意識や問題設定のあり方が答申に反映されなかったことは、3分類の限界、課題が生じる要因になったと考えられる。

4. 「3分類」の課題と問題解決のあり方に関する議論

最後に、3分類が初めて公開された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」と、「働き方改革答申」の検討段階（第8回及び第9回特別部会、第19回から第21回特別部会）の議事録・配布資料を対象に分析を行う。

第9回の「中間まとめ」案の作成段階においては、3分類の14項目が羅列的に整理されていた。これは、第3回、第4回において中心的に議論された11業務に対して、第5回、第6回において議論された「教員が担うべき業務」の項目が統合・追加されたものである。そのため、委員からは整理の仕方に関する質問や意見が上がった。しかし、第8回においてすでに、青木栄一委員が次のような発言を行っていた。

「(分類をしたことで)残った、本当に誰かがやらなければならない、学校において行われるべき業務を誰が担うのかという主体の問題になると思います。ですので、そこは是非「なお書き」でもいいので、この大きな柱の3¹²のところのどこかに入れていただけないでしょうか」(※()内は筆者)

この発言は、上述の11業務を整理する5観点のうち、学校内において教員以外に任せることができる・任せべき業務それぞれの観点について、担い手を明確化、適正化することを求めるものであったと言える。しかしこれに対して事務局は、「中間まとめ」案において、5観点全てを対象に業務の担い手の整理を行い、3つ（「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」）に縮減したである。すなわち事務局は、青木委員が要望した、教員以外に任せ業務の主体の明確化・適正化ではなく、教員以外に任せることができる業務の主体、例え

ば、5観点で言及されていた「教員以外の者」や「他にふさわしい者」が誰であるのかを曖昧にさせる対応をとったのである。

また、委員は次の発言に見られるように、教員の長時間勤務を助長してきた制度的要因について繰返し指摘してきた。例えば、第5回特別部会において次のような指摘があった。

「抜本的な問題としては、1人の教師が持つ持ち時間数がとても多いということが一番の大きな課題なんだと思います。(中略)人的配置、定数改善によって、1人の教諭が持つ持ち時間数であるとか(中略)その削減こそが抜本的な解決(後略)」(田野口則子委員)

これに関連して、第8回特別部会においては、部活動に関する制度的要因の指摘が見られた。すなわち、「(学校に裁量や自由度があるものの、過熱化してきた部活動について)自主性、自律性だけではなくて、(長時間勤務に)もう少し歯止めを掛けるような方策も、スポーツ庁を含めて中教審でも議論していくべきではないか」(妹尾委員)(※()内は筆者)という発言である。これは、当時(2017年)行われていた、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」での検討状況を踏まえた指摘であり、文科省全体での制度に関する議論の必要性を主張する意見であった。しかし、これらの意見は「中間まとめ」に明記されることはなかった。

これらについては、「働き方改革答申」の作成段階である第19回～第21回特別部会においても、その解決策を求める意見が見られた。例えば、第19回特別部会において妹尾委員は、「持ち時間数をやはり、今、25コマ以上持っているような形はやめないと、正直、授業準備が追い付かない」として、教員配置の充実を求めた。また、同部会において風岡委員は、問題解決に際して医療分野においては当たり前となっている第三者の介入を踏まえ、「教育の分野においても、そうした仲介者とか、あるいは相談者とか、そういった方を配置することも(文科省や教委が)考えていったいいのではないか」(※()は筆者)と述べた。

文科省に求められる役割については、佐古委員が、学校以外が担うべき業務に関してそれを誰が担うのかについて、次のように述べた。

「登下校指導を学校でやるのか、地域でやるのかということを学校が保護者と議論するということになると、とてもこれは乗り切れない。むしろ明確に文部科学省からの指針というものを国民に対して、あるいは教育委員会、保護者に対して伝えていただくことが必要」(第20回特別部会)

以上のような教員の定数改善、配置の充実、第三者による介入や文科省の指導に関する意見が、事務局の資料や答申に直接反映された箇所は見られず、そうした意見に対する事務局の消極的な姿勢が伺える。さらに、3分類に伴って生起する問題（新たな担い手と学校との連絡調整業務の主体）や、3分類そのものを問い直す議論は、第19回～第21回特別部会でもなされることはなかった。

5. 総合考察

これまで分析してきた特別部会における問題設定やそれを踏まえた議論の展開及びそれに伴う3分類の形成過程の概要を示せば、次の表のようになる。

表 学校における働き方改革特別部会での3分類の形成・分類の概観

第3回特別部会	第4回特別部会	第5回特別部会	第6回特別部会	「第8回案」	「第9回案」 「中間まとめ」 「答申」
(11業務)	(11業務)	(教員が担うべき業務)	(教員が担うべき業務)	3分類 14項目	「3分類」 <基本的には学校以外が担うべき業務>
(1)登下校の時間の対応 (2)放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応 (3)調査・統計への回答	(1)登下校の時間の対応(⑤) (2)放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、補導時の対応(⑤) (4)学校徴収金の徴収・管理(④⑤)			①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	
(4)学校徴収金の徴収・管理	(5)地域のボランティアとの連絡調整(③④⑤)				<学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務>
(5)地域のボランティアとの連絡調整	(3)調査・統計への回答(②③④)			⑤調査・統計への回答	
(6)成績処理に関する業務・教材準備に関する業務 (7)課題のある家庭・児童生徒への対応	(9)児童生徒の休み時間における対応(②③) (10)校内清掃(③④)			⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃	
(8)給食時の対応	(11)部活動(③⑤)			⑧部活動	<教師の業務だが、負担軽減が可能な業務>
(9)児童生徒の休み時間における対応	(8)給食時の対応(①②)			⑨給食時の対応	
(10)校内清掃	(6)成績処理に関する業務・教材準備に関する業務(①②③) (7)支援が必要な家庭・児童生徒への対応(①②③)	(1)授業準備 (2)学習評価や成績処理 (5)支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (3)学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等	(1)授業準備 (2)学習評価や成績処理 (3)学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等	⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営	
(11)部活動		(4)進路指導	(4)進路指導	⑬進路指導	
		(3)学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等	(5)支援が必要な児童生徒・家庭への対応	⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	

【分類の観点】
①基本的に教員のみが担える業務、②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により教員の業務量を軽減できる業務、③他にふさわしい者がいる場合には必ずしも教員が担う必要がない業務、④学校において教員以外の者が担うべき業務、⑤学校以外が担うべき業務

出典：文部科学省「学校における働き方改革特別部会 議事録」（全21回）より筆者作成。

全21回にわたる特別部会の議論の分析を踏まえれば、教員業務の3分類は、それに対する批判的意見を再度議論する機会が設けられたり、事務局案に対する反論、修正要求が十分に受け入れられたりしなかった結果、形成されたものであったといえることができよう。そしてそのことは、次のような課題をはらむものだった。

1点目は、問題意識の十分な擦り合わせなく論点設定がなされた点である。委員らと事務局の間には当初より問題意識の違いがあった。しかし、これに関する委員の質問に対する具体的な回答は議事録からは確認できなかった。論点設定

はその後の議論を方向づける重要なものであり、両者の擦り合わせが不十分なまま議論が継続されたことは、問題解決の方法が適切なものにならない可能性を有していた。

2点目は、教員業務を3つに分類すること自体への批判や意見の対立について、事務局が半ば強引に3つに分類し、意見の整理も事務局に委ねられた点である。特に、第3回から第9回特別部会では、委員から教員業務を分類することそのものに対する質問や批判的意見が複数挙げられていた。事務局は、そうした意見に対して、明確に回答をしないまま、意見の整理が行われた。換言すれば、どのような意見を答申等に反映するかが、事務局の判断に委ねられていたのである。そのため、結果として学校現場の現状を踏まえた様々な施策の選択肢が議論から除かれ、教員の多忙化や長時間労働の問題に対して十分な解決に至らない可能性がすでに内包されていたと言えよう。

3点目は、3分類を現場で運用する際に想定される問題が指摘されたものの、教員業務を分類することに対する批判への対応や3分類の見直しについて、第10回から第21回では取り上げられることなく、また、再度議論・検討することを求める意見も出されなかった点である。その結果、3分類の修正が可能であったものの、課題を内包したまま3分類を基盤とした答申内容が確定した。

4点目は、教員以外が担うべき業務の主体の明確化・適正化を求める意見（第8回における青木委員）があったにも関わらず、事務局は観点を3つに縮減し、その主体を曖昧にした点である。教員業務の3分類が教員以外が担うべき業務の主体を曖昧にさせたことによって、学校現場において3分類に基づく取組を行う際、教員以外の主体が不在の場合、結果として教員が担わざるを得ない状態を生じさせる可能性をはらむことになったと考えられる。

以上のように、教員業務の3分類は、特別部会において批判的検討の機会が十分に設けられなかったり、委員の批判的意見に対して事務局の十分な対応や調整が行われなかったりして形成されたことが明らかとなった。学校における働き方改革の取組状況について自治体ごとに差が見られたり、教員が3分類に取組みにくさを感じたりしている大きな要因が、その形成過程に生じていたと言えるだろう。

引用・参考文献等

- ・川上泰彦「学校組織や教員キャリアにおける「多忙問題」」『日本教育行政学会年報』45号、2019年、186-189頁。
- ・白旗希実子・石井美和・荒井英治郎「学校教師の業務に対する負担感と委託に関する意識—アンケート調査の分析から—」『教職研究』第12号、2021年、1-15頁。
- ・全国公立学校教頭会「2025年（令和7年度）全国公立学校教頭会の調査 <緊急課題に

関する速報>」2025年。

- ・高橋哲「教職員の「多忙化」をめぐる法的要因—給特法をめぐる法構造の問題—」『日本教育行政学会年報』45号、2019年、178-181頁。
- ・高橋哲「聖職と労働のあいだ—「教員の働き方改革」への法理論—」岩波書店、2022年。
- ・油布佐和子「教師の多忙化—教育<労働>の視点から—」『日本教育行政学会年報』45号、2019年、182-185頁。
- ・雪丸武彦・石井拓児「「教員の多忙化」問題と教育行政学研究の課題」『日本教育行政学会年報』45号、2019年、176-177頁。
- ・吉田ゆり「学校における働き方見直しの促進要因及び阻害要因となる教師の意識」『長崎大学ダイバーシティ推進センター研究紀要』第1巻、2023年、25-36頁。
- ・文部科学省「学校における働き方改革特別部会 議事要旨・議事録・配付資料」(https://www.arp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/giji_list/index.htm) (最終閲覧日：2026年3月31日)
- ・文部科学省「中央教育審議会での審議（平成29年6月22日諮問～平成31年1月25日答申）」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00349.html) (最終閲覧日：2026年3月31日)

注

- ¹ 雪丸・石井、2019年、176頁。
- ² 文部科学省「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）」2019年、29頁。
- ³ 具体的には、「学級活動、ホームルーム」、「教科の指導」、「道徳の授業」、「学年・学級通信の作成」は「任せたくない」と答える教員が半数以上を占めた。また、「清掃指導」、「給食指導」、「宿題、提出物の点検」は教員間で意見が分かれ、葛藤が生じる可能性がある。特に、教員以外の者との連携・協働が期待される「児童・生徒の問題行動への対応」「学校行事」に関しては、「任せたくない」割合が高かった（白旗ら、2021年、6-10頁）。
- ⁴ 全国公立学校教頭会、2025年、10-13頁。
- ⁵ 「教員勤務実態調査（令和4年度）【確定値】」において、【学校・教師が担う業務に係る3分類】の①④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑬⑭の業務は「削減すべきだが削減は難しい」と回答した教員の割合が、「削減すべきで削減可能」と回答した教員の割合を上回っている。
- ⁶ 「令和5年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」において、「①登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している」と回答した都道府県は、31.9%、政令市は85.0%、市区町村は66.8%であった。

- ⁷ 文部科学省「学校における働き方改革特別部会 議事要旨・議事録・配付資料」
(https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/giji_list/index.htm) (最終閲覧日：2026年3月31日)
- ⁸ 文部科学省「学校における働き方改革特別部会(第5回) 配布資料」「資料1 教員が担うべき業務(学習指導、生徒指導)に関する業務の役割分担・適正化に関する具体的な論点」
- ⁹ 第3回特別部会における「育成センターとか補導センターとか、そのあたりが動いていると思うんですけども、そのあたりで対応できていく」(時久委員)、「教員だけの力でできるわけがないということですね。(中略)やはり地域の方とかの応援を頼らざるを得ないということでもありますので(中略)(1)とか(2)につきましては、(中略)積極的に地域等との協働を考えていかないといけない」(妹尾委員)の発言。
- ¹⁰ 「持ちつ持たれつという連携、関係の中で今まで学校は成り立ってきた面がある(中略)一概に、これがあるので切りますという言い方にはならない(中略)いかに関係性、連携の重要性を維持しながら検討していくのか」(第4回特別部会)。
- ¹¹ 「生徒指導の鉄則というのは早期対応であり、早く対応しないと後々、余計しんどくなるということもありますので、その辺を考えるとここはやはり教員が対応していかざるを得ない」(第3回特別部会)。
- ¹² 文部科学省「第8回学校における働き方改革特別部会「資料4 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ[案])」」、13頁における「3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化」のこと。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』編集規程

1. 本誌の名称は、『広島大学教育行財政学研究室紀要』（Bulletin of the Laboratory of Educational Administration and Finance, Hiroshima University）とする。
2. 本誌は、広島大学教育行財政学研究室（以下、研究室）の研究成果（原則として研究論文、研究ノート、研究レビュー、教育政策及び制度の動向レビュー）の発表（研究室のWEBサイト（<https://www.hueducationaladministration.com>）での公開）に充てる。
3. 本誌の執筆資格は、研究室所属の教員、大学院生（博士課程前期及び後期）及び広島大学大学院教育学研究科及び同人間社会科学研究科の博士課程前期または後期に在籍した者、その他編集委員会が認めた者、が有する。
4. 本誌の刊行は、随時とする。
5. 編集は、研究室の教員（教育行財政学を専門とする博士課程指導教員）及び他大学の教員（過去に研究室に所属した修了生）の若干名からなる編集委員会が行う。原稿の掲載は、編集委員会において審議・決定する。なお、掲載に際し、編集委員会から修正を要求する場合がある。
6. この規程は、2024年9月1日より実施する。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』原稿執筆要綱

1. 論文原稿は未刊行のものに限る。原稿は、完成原稿を提出する。
2. 原稿書式は次の各項の規定に従うものとする。
 - (1) 原稿は広島大学教育行財政学研究室WEBサイトからダウンロードした原稿執筆テンプレート（Wordファイル）で作成するものとする。
 - (2) 原稿は、(1)の原稿執筆テンプレートで、10枚以内（和文、英文とも）とする。句読点、カッコは全角、英数字は半角で記入する。
 - (3) 完成原稿は、必ずPDFファイルに変換して提出すること。なお、提出する前に、書式やフォントが以下の通りになっているか確認をすること。
 - ・基本書体：日本語フォント＝MS 明朝（ただし、見出しのみMS ゴシック）、英字フォント＝Times
 - ・文字サイズ：題目＝16ポイント（中央揃え）、副題＝12ポイント（中央揃え）、氏名・所属機関名＝12ポイント、本文＝12ポイント、大見出し＝12ポイント（MS ゴシック、ただし、英字のみTimes）、小見出し＝12ポイント（MS ゴシック、ただし、英字のみTimes）、注・引用文献＝10.5ポイント。
 - (4) 注および引用文献は、以下の形式を原則とし、論文末に一括して掲げる。
 - ・論文（和文）：筆者「論文名」『雑誌名』巻号、年、頁。
 - ・論文（欧文）：Name, "Magazine Name", Publisher, No. year, p. (pp.) .
 - ・和書：著者『書名』発行所、年、頁。
 - ・洋書：Name, "Book Name", Publisher, year, p. (pp.) .
 - (5) 原稿には、ページ番号を記入しないものとする。
3. 原稿執筆者による校正は、初校のみとする。
4. この要綱は、2024年9月1日より実施する。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』編集委員会

吉田香奈（広島大学）

市田敏之（皇學館大学）

滝沢 潤（広島大学）

広島大学教育行財政学研究室紀要

発行 2026年4月30日

発行者 広島大学教育行財政学研究室

〒739-8524

東広島市鏡山 1-1-1

広島大学大学院人間社会科学研究科

滝沢潤研究室内

Email : takizawa@hiroshima-u.ac.jp